

事 務 連 絡  
令和元年 9 月 1 1 日

佐賀県大町町担当部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（事業推進担当）

油の流出による被害を受けた住家の被害認定調査に係る留意事項について

令和元年 8 月の前線に伴う大雨により、浸水に加え、油の流出による被害を受けた住家の被害認定調査のあり方については、「令和元年 8 月の前線に伴う大雨における住家の被害認定調査（第 1 次調査等）の効率化・迅速化に係る留意事項について」（令和元年 8 月 30 日事務連絡）において、別途ご連絡することとしておりましたが、調査に係る留意事項は、下記のとおりとなりますので、よろしくお願ひいたします。

記

- （1）浸水に加え、油の流出による被害を受けた住家の被害認定調査については、水害に係る住家の被害認定調査票を用いて調査し、油の流出による被害も合わせて同調査票に記載することが可能です。
- （2）浸水深が床上 30cm 未満の住家についても、油による被害という特殊性に鑑み、第 1 次調査から始めるのではなく、第 2 次調査から実施し、個々の住家の被害の状況を踏まえた適切な調査をお願ひいたします。
- （3）調査方法等に疑義が発生した場合には、必要に応じて当府までご相談頂きますようお願いいたします。

<問い合わせ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当）付  
原、佐藤

TEL 03 - 3501 - 5696（直通）、FAX 03 - 3501 - 6820